

秋田市医師会立秋田看護学校学生の健康管理に関する規程

秋田市医師会立秋田看護学校健康管理に関する規程の全部を改正する。

(趣旨等)

第1条 この規程は、秋田市医師会立秋田看護学校学則第27条第2項の規定に基づき、学生の定期健康診断の実施方法その他健康管理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 学生の健康管理は、学校保健の関係法令等の定めによるほか、この規程の定めるところによるものとする。

(健康管理者)

第2条 学生の健康管理は、学校長が、委嘱する学校医及びカウンセラー並びに任命する専任教員（以下「健康管理者」という。）が中心となって行うものとする。

2 健康管理者の委嘱又は任命の期間は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 学校医及びカウンセラーの報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 学校医 年額3万円

(2) カウンセラー 1回当たり6千百円

(健康診断)

第3条 学生の健康診断は、定期健康診断及び臨時健康診断とする。

2 定期健康診断は、毎年6月末日までに、全員について1年に1回以上行うものとする。

3 臨時健康診断は、全員又は特に必要と認める学生について、学校長が必要と認めたときに行うものとする。

(健康診断の項目)

第4条 定期健康診断は、次に掲げる項目を基準として行うものとする。

(1) 身長及び体重測定

(2) 栄養状態（皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達等の各項目）

(3) 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無

(4) 視力及び聴力

(5) 結核の有無

- (6) 心臓の疾病及び異常の有無
- (7) 血圧測定
- (8) 検尿（蛋白、糖及び潜血の各項目）
- (9) 胸部エックス線間接撮影
- (10) 貧血検査（赤血球、白血球、血色素及びヘマトクリット値の各項目）
- (11) 既往歴（眼、耳鼻咽喉及び皮膚並びに歯及び口腔の疾患又は異常の有無を含む。）
- (12) 前各号に掲げるもののほか、学校長が必要と認める項目

2 臨時健康診断は、学校長が必要と認める場合に健康管理者と協議して定めた項目について行うものとする。

（健康診断票の作成）

第5条 健康管理者は、前条第1項の職務に従事したときは、その状況の概要を健康診断票（様式第1号）に記入し、学校長に提出するものとする。

（指導及び事後処置）

第6条 学校長は、健康診断の結果に基づき、別表の区分に従い、必要な指導又は事後処置を行うものとする。

2 健康診断の結果、学校運営会議で協議し精密検査が必要であると認められた学生については、健康診断結果通知（様式第2号）により所要の精密検査を受けるよう指導するものとする。

3 前項の規定により精密検査を受けるよう指導された学生は、夏季休業中に医療機関で当該精密検査を受け、その結果を学校長に報告しなければならない。

（予防接種）

第7条 臨地実習を開始する学生については抗体価検査を実施し、抗体のない学生には予防接種を義務づけるものとする。

2 全ての学生は、各学年ごとに季節性インフルエンザの予防接種を受けなければならない。

3 臨地実習先の医療機関等から予防接種を実施済である旨の証明を求め

られたときは、予防接種実施証明書（様式第3号）を提出するものとする。

（健康異常の申出）

第8条 学生は、自身の健康に異常のあるときは、速やかに健康管理者に任命されている専任教員又は担当教員にその旨を申し出るものとする。

2 前項の規定による申出があったときは、直ちに校長に報告するとともに、その指示に従うものとする。

（学校運営会議への諮問）

第9条 この規程の改廃その他学生の健康管理に関する重要事項であって、特に必要であると認められるものについては、学校運営会議に諮るものとする。

（委任）

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和元年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 この規程施行の際、現に改正前の秋田市医師会立秋田看護学校健康管理に関する規程（以下「旧規程」という。）第3条の規定により校長から委嘱を受けている健康管理担当者については、改正後の秋田市医師会立秋田看護学校学生の健康管理に関する規程（以下「新規程」という。）第2条の規定により委嘱され、又は任命された健康管理とみなす。

3 この規程施行の際、現に旧規程第5条第3項の規定により健康診断の結果所要の精密検査を行うこととされた学生については、新規程第6条第2項の規定により所要の精密検査を受けるよう指示を受けたものとみなす。

附 則

この規程は、令和4年2月1日から施行する。ただし、第2条の改正規

定は、令和 3 年 4 月 1 日に遡って適用する。